

2026 年 5 月 トピック

外国人が事業許可証を取得することなく特定の事業を運営することを認める決議を内閣が承認

2026 年 5 月 12 日、内閣は、外国人事業許可証を取得することなく、外国人が営むことができる事業範囲を改正するための勅令案について、原則承認した。当該改正は、以下の区分に分けられる。

- 外国人事業法（仏歴 2542 年 [1999]）付属リスト 3、第 13 項から除外される事業：
 - デリバティブ取引所が指定する倉庫内において農産物の受渡しを伴う、デリバティブ取引所での農産物先物取引
- 外国人事業法（仏歴 2542 年 [1999]）付属リスト 3、第 11 項（d）に基づく「その他の仲介業又は代理業」及び第 21 項に基づく「その他のサービス業」に該当するが、許可証取得義務が免除される事業：
 - 電気通信サービス業
 - トレジュリーセンター事業
 - 管理業務、人事業務及び情報技術管理サービス業
 - 国内債務保証サービス業
 - 会社従業員へのサービス及び利便性を目的とした、金融サービス用電子機器及び自動販売機の設置を目的としたスペースの賃貸業
 - 石油掘削サービス業
 - 法令に基づく証券及び証券取引に関するその他の事業
 - 原資産又は参照変数がデリバティブ法（2546 年 [2003]）の適用対象外であるデリバティブ契約に関する代理人、販売業者、アドバイザー又はファンドマネージャーとしてのサービス業

93 か国からの観光客に対する 60 日間の査証免除措置の廃止を内閣が承認

2026 年 5 月 19 日、内閣は、93 か国からの観光客に付与されている 60 日間の査証免除措置の廃止を承認する決議を可決した。大部分の外国人は、タイ王国における滞在期間が 30 日を超えない範囲で認められるとしていた、従前の規定が再適用されることとなる。

本措置は、外国人に対する管理及び審査の効率性を最大限に高めることを目的とし、国際観光による収益の確保と、就労を目的として不法に入国する外国人の監視との均衡を維持するものである。本措置は、入国管理局の方針に従い、安全保障及び審査手続の厳格化を強化する。

93 か国は、以下の通り。

1. アルバニア	32. 香港	63. オマーン
2. アンドラ	33. ハンガリー	64. パナマ
3. オーストラリア	34. アイスランド	65. パプアニューギニア
4. オーストリア	35. インド	66. ペルー
5. バーレーン	36. インドネシア	67. フィリピン
6. ベルギー	37. アイルランド	68. ポーランド
7. ブータン	38. イスラエル	69. ポルトガル
8. ブラジル	39. イタリア	70. カタール
9. ブルネイ	40. ジャマイカ	71. ルーマニア
10. ブルガリア	41. 日本	72. ロシア
11. カンボジア	42. ジョーダン	73. サンマリノ
12. カナダ	43. カザフスタン	74. サウジアラビア
13. 中国	44. コソボ	75. シンガポール
14. コロンビア	45. クウェート	76. スロバキア
15. クロアチア	46. ラオス	77. スロベニア
16. キューバ	47. ラトビア	78. 南アフリカ
17. キプロス	48. リヒテンシュタイン	79. 韓国
18. チェコ	49. リトアニア	80. スペイン
19. デンマーク	50. ルクセンブルク	81. スリランカ
20. ドミニカ	51. マカオ	82. スウェーデン
21. ドミニカ共和国	52. マレーシア	83. スイス
22. エクアドル	53. モルディブ	84. 台湾
23. エストニア	54. マルタ	85. トンガ
24. フィジー	55. モーリシャス	86. トリニダード・トバゴ
25. フィンランド	56. メキシコ	87. トルコ
26. フランス	57. モナコ	88. ウクライナ
27. ジョージア	58. モンゴル	89. アラブ首長国連邦
28. ドイツ	59. モロッコ	90. アメリカ
29. 英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）	60. オランダ	91. ウルグアイ
30. ギリシャ	61. ニュージーランド	92. ウズベキスタン
31. グアテマラ	62. ノルウェー	93. ベトナム

【翻訳：コーディネーター 金留】